

社会福祉法人松本市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人松本市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役 員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には、勤務形態に応じて別表1の通り報酬等を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員が、理事会、評議員会、監事監査等に出席したときは、別に定める社会福祉法人松本市社会福祉協議会旅費支給規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

役員報酬等に関する規程（平成20年 6月 3日施行）は、廃止する。

別表1(第3条関係)

区 分		内 訳	報 酬
理 事	会 長	非常勤	100,000円/月
		常 勤	300,000円/月
	常務理事	事務局長兼務の 場合	50,000円/月
		事務局長兼務 なしの場合	250,000円/月
	理 事(会長及び 常務理事以外)	日 額	7,000円
監 事	日 額	7,000円	
評 議 員	日 額	7,000円	